

館山市観光振興支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魅力的な観光地づくりを目指し、観光振興に資する事業の実施を支援するため、その経費等について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、館山市補助金等交付規則(平成19年規則第31号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 この要綱に基づき交付する補助金をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の決定を受けた事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助金の交付の決定を受けた者をいう。

(補助金の交付の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、観光関連事業又はその実施が波及的に観光振興に寄与すると認められる事業を行う次に掲げる者で、館山市が設置する観光関連施設に関する事業を行うものを除き、館山市に住所を有するものとし、第1号及び第3号に該当する者については、組織された団体の事業者数が2以上のものに限る。ただし、政治的又は宗教的な活動を目的としている者、市税等を滞納している者及び本補助金の交付を受けた日の属する会計年度から起算して3年を経過していない者は除く。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する中小企業者により、共同して事業を行うために組織された団体(市内に本社、本店又は支店等の事業所を有する中小企業者に限る。)
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第33条第2項に規定する社団法人又は財団法人
- (3) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人により、共同して事業を行うために組織された団体(定款等に主たる活動内容が観光の振興を目的とすることを明記している法人に限る。)
- (4) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第2条第1項に規定する法人

(5) 前各号に掲げるもののほか、協同して事業を行うための組織として設立された法人

2 第1項の規定に関わらず、申請事業者の役員等(代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該申請事業者の運営に関与している者又は当該申請事業者の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該申請事業者は補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の交付の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに掲げるものであり、かつ、観光来訪者の増加及び観光消費の拡大を推進することにより、新たな雇用の創出等による地域経済の活性化に資するものとして市長が認めたものとする。

ただし、市の他の補助金を活用している事業並びに既存のもの増設・増産を行う事業は除く。

(1) 観光関連施設の整備に関する事業

(2) 観光資源の開発又は既存観光資源の魅力向上に関する事業

(3) 観光キャンペーンの開催のための事業

- (4) 特産品の開発及びその普及促進のための事業
- (5) 観光情報発信の充実のための事業
- (6) 観光来訪者の受入体制の充実のための事業
- (7) 観光立市たてやまを推進するため特に重点的に取り組むべき事業として市長が別に定めるもの。

2 補助金の交付対象となる事業のうち、施設の整備及び修繕、物品の購入、システムの導入のみの内容の事業は対象としない。ただし、館山市が設置する観光関連施設に関する事業を行うものを除く。

(補助金の補助率、補助対象経費等)

第5条 補助金の交付額は、別表1に定める補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じた額と補助限度額のいずれか少ない方とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)が30万円未満となる場合には、補助金の交付の対象としないものとする。ただし、館山市が設置する観光関連施設に関する事業は除く。

3 補助事業の実施に伴い、当該補助事業を実施する補助事業者が、当該補助事業の財源として国、県等から補助金を収入するときは、補助対象経費から当該補助金を控除した額を補助対象経費とみなすものとする。

4 補助事業の実施に直接起因して、当該補助事業を実施する補助事業者が、物品販売収入、参加料、協賛金、広告掲載料等の収益金を収入する場合には、補助対象経費から当該収益金を控除した額(以下「控除後の額」という。)が、50万円未満となるときは、控除後の額を補助金限度額とみなすものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、観光振興支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、観光振興支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

ただし、補助額に変更を生じないで、かつ、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けたとき)は、直ちに観光振興支援事業補助金実績報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得した設備等(以下「設備等」という。)について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設した設備等の処分をしてはならない。(ただし、動植物の取得については除く。)ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(補助事業に関する書類の保存及び報告)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日(補助事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けた日)に属する会計年度終了後5年間保存しておかななければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する会計年度までの間は、観光振興支援事業補助金事業状況報告書(別記第4号様式)により、補助事業の状況を市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱の改正は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度分から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度分から適用する。

別表1(第5条)

補助対象経費
<p>事業に関する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費 2 需用費(食糧費を除く。) 3 役務費 4 委託料 5 使用料及び賃借料(事務所に係る家賃・光熱費等は除く。) 6 工事請負費(用地取得に係る経費・調査設計費・解体撤去費を除く。) 7 原材料費 8 備品購入費

※対象経費に消費税額は含まれない。

別表2(第5条)

補助事業	補助率	限度額
第3条第1項第1号から第5号に規定するものが実施する事業	2分の1以内	50万円
館山市が設置する観光関連施設に関する事業で市長が認めるもの	市長が認める率	市長が認める額